
呉市次期ごみ処理施設整備運営事業 入札説明書

令和 6 年 10 月 11 日

呉市

呉市次期ごみ処理施設整備運営事業 入札説明書

目 次

第 1 章 用語の定義	1
第 2 章 入札説明書の位置付け	3
第 3 章 事業の概要	4
第 4 章 入札参加に関する条件等	9
第 5 章 事業者の募集及び選定に関する事項	15
第 6 章 入札の手続等	17
第 7 章 提出書類	24
第 8 章 提出書類作成要領	27
第 9 章 その他	32

第 1 章 用語の定義

No	用 語	定 義
1	本事業	本市が実施する呉市次期ごみ処理施設整備運営事業をいう。
2	本施設	本事業において設計・施工され、運営される焼却施設及び粗大ごみ処理施設をいい、建築物及びプラント設備、構内道路等の外構の全てを総称していう。
3	事業者	構成員、協力企業及び運営事業者を総称して又は個別にいう。
4	本市	呉市をいう。
5	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
6	構成員	構成企業のうち、落札者として決定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
7	協力企業	構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・施工業務及び運営業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
8	特別目的会社	落札者の構成員の出資により、本事業の運営業務の実施のみを目的として設立される株式会社のことを特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）といい、本事業では「運営事業者」のことをいう。
9	設計・施工業務	本事業のうち、本施設の設計・施工に係る業務をいう。
10	運営業務	本事業のうち、本施設の受付管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、熱利用管理業務、搬出管理業務、情報管理業務その他関連業務をいう。
11	基本協定	本事業開始のための基本的事項に関し、本市と落札者が締結する呉市次期ごみ処理施設整備運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
12	基本契約	本事業の実施に際し、本市と事業者が締結する呉市次期ごみ処理施設整備運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
13	建設事業者	本事業において、設計・施工業務を担当する者をいう。
14	建設工事請負契約	本市と建設事業者が締結する呉市次期ごみ処理施設整備運営事業建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
15	運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する特別目的会社であり、本事業の運営業務を担当する者をいう。
16	運営業務委託契約	本市と運営事業者が締結する呉市次期ごみ処理施設整備運営事業運営業務委託契約書に基づく契約をいう。
17	事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約を総称して又は個別にいう。
18	入札説明書等	本市が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
19	処理残渣	粗大ごみ処理施設から発生する残渣、呉市資源化施設から搬入される残渣をいう。

No	用 語	定 義
20	処理対象物	本市内、江田島市内及び今治市内（関前地区に限る）から排出され、本市、委託業者、許可業者、排出事業者、本市民及び今治市民（関前地区に限る）が本施設に搬入する搬入物及び市内外から非定常的に発生する災害廃棄物等を総称して又は個別にいう。
21	焼却施設	本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、助燃剤及び処理残渣を焼却処理する施設をいう。
22	粗大ごみ処理施設	本施設を構成する施設のうち、粗大ごみ・不燃ごみを処理する施設をいう。
23	搬入不適物	本施設で処理をしないものを総称していう。
24	入札説明書	「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業入札説明書」をいう。
25	要求水準書	「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業要求水準書」をいう。
26	落札者決定基準書	「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業落札者決定基準書」をいう。
27	様式集	「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業様式集」をいう。
28	基本協定書（案）	「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業基本協定書（案）」をいう。
29	基本契約書（案）	「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業基本契約書（案）」をいう。
30	建設工事請負契約書（案）	「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業建設工事請負契約書（案）」をいう。
31	運營業務委託契約書（案）	「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業運營業務委託契約書（案）」をいう。
32	入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する参加資格審査通過前の単独企業又は企業グループをいう。
33	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
34	構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
35	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
36	不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、本市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。

第2章 入札説明書の位置付け

「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業入札説明書」（以下「本入札説明書」という。）は、本市が実施する「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、本事業の入札（以下「本入札」という。）に関して公表するものである。本事業に係る入札公告による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、以下に示す資料は、本入札説明書と一体のものである。

要求水準書

落札者決定基準

様式集

基本協定書（案）

基本契約書（案）

建設工事請負契約書（案）

運営業務委託契約書（案）

本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。

なお、本市が令和6年7月1日に公表した「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業実施方針」及び令和6年7月31日に公表した「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業実施方針に関する質問への回答」は、本事業に関する方針等を示したものである。

本事業への入札参加を希望する者は、入札説明書等の内容を踏まえたうえで、本入札に参加するものとする。

第3章 事業の概要

1 事業名称

呉市次期ごみ処理施設整備運営事業

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者等の名称

呉市長 新原 芳明

4 事業の目的

現ごみ処理施設供用開始から21年が経過し、当該施設の老朽化への対応として、令和5年3月に呉市次期ごみ処理施設（以下「本施設」という。）を整備する計画を策定し、令和12年度に本施設の稼働を予定している。

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である呉市次期ごみ処理施設の効率的かつ効果的な設計・施工及び運営・維持管理を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築するためのエネルギー回収を進めることを目的とする。

5 公共施設等の概要

(1) 名称

呉市次期ごみ処理施設

(2) 建設予定地

広島県呉市広多賀谷3丁目8番6号

(3) 施設の概要

施設の種類		概 要	
次期ごみ処理施設	焼却施設	処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）
		処理能力	230 t / 日（115 t / 24 h × 2 炉）
		処理対象物	可燃ごみ（処理残渣を含む）
	粗大ごみ処理施設	処理設備	低速回転式破砕機、高速回転式破砕機
		処理能力	36 t / 日を1日当たり5時間で処理
		選別設備	磁選機、アルミ選別機
		処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ

6 事業期間

事業期間は、次のとおりである。

事業期間：事業契約締結日（本契約としての成立日をいう。以下同じ。）から
令和 32 年 3 月 31 日まで

設計・施工期間：事業契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

運営期間：令和 12 年 4 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日まで

（運営準備期間：事業契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで）

7 事業方式

本事業は、本施設の設計・施工及び運営に係る業務を事業者が一括して行う DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

本市は本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社が、本市の所有となる本施設の設計・施工業務、運営業務に係る本事業を一括して行うものとする。

なお、本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金（環境省）の対象事業として実施する予定である。

8 事業範囲

事業者及び本市が行う主な業務範囲は次のとおりとする。具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

(1) 事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。

なお、事業者は、事業期間を通じ、本市が行う循環型社会形成推進交付金等の申請や行政手続等に対して協力するものとする。

また、本事業は性能発注（設計施工契約）方式を採用しているため、入札説明書、要求水準書等に明記されていない事項であっても、本事業の目的達成のために必要な設備又は性能を発揮させるために当然必要と思われる措置等については、建設事業者及び運営事業者の費用と責任において適宜対応すること。

ア 設計・施工業務

(a) 建設事業者は、本市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

(b) 建設工事については、プラント設備工事、建築工事、建築設備工事その他関連工事を行う。

(c) 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分その他関連業務、建築確認等の関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

(d) 事業用地は、杭が施工された土地であり、杭の引き抜き工事は別途実施する旧焼却施設の解体事業者若しくは建設事業者と別途契約を締結する予定である。

イ 運営業務

- (a) 運営事業者は、本市と締結する運営業務委託契約に基づき、処理対象物を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本施設の運営業務として受付管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、熱利用管理業務、搬出管理業務、情報管理業務その他関連業務を行う。
- (b) 運営事業者は、処理対象物、薬剤等、処理残渣等を搬入及び搬出する車両を計量し、記録の集計、保管、確認、報告等を行う。
- (c) 運営事業者は、処理対象物の受入（事前予約制への対応を含む。）及び計量を行う。また、許可業者、排出事業者、本市民又は今治市民（関前地区に限る）が搬入する処理対象物については、本市の規定に即した料金徴収を代行するものとする。なお、処理手数料は、本市の収入とする。
- (d) 運営事業者は、焼却施設を運転することによって発生する熱を利用して発電等を行い、本施設内で有効利用、周辺公共施設への供給を行うとともに、余剰電力を第三者に販売するものとする。余剰電力に係る収入については、本市の収入とする。
- (e) 運営事業者は、焼却施設の運転に伴い発生した焼却灰、飛灰等（資源化物を含む）を施設内に適正に貯留した後、本市に引き渡す。なお、その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- (f) 運営事業者は、粗大ごみ処理施設で選別された残渣を焼却施設に搬送し、焼却処理する。
- (g) 運営事業者は、粗大ごみ処理施設に搬入された有害ごみ・危険ごみ（リチウムイオン電池、未処理のスプレー缶等）を、原則、本施設内に適正に貯留・保管した後、呉市資源化施設に運搬する。
- (h) 運営事業者は、本施設に搬入され、選別された資源物（金属類、有価物等）を、原則、本施設内に適正に貯留・保管した後、本市に引き渡す。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- (i) 運営事業者は、本施設にやむを得ず持ち込まれた搬入不適物について、原則、本施設内に適正に保管した後、呉市一般廃棄物最終処分場に運搬する。ただし、本処分場で埋立てできない搬入不適物は、適正に保管した後、本市に引き渡す。なお、本市に引き渡す際には、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- (j) 運営事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、本市と連携して適切に対応する。
- (k) 運営事業者は、本施設の見学者対応等について、本市と連携して行う。
- (l) 運営事業者は、災害廃棄物の受入や処理等について、本市と協力して対応する。

(2) 本市が行う業務範囲

本市が行う主な業務は、次のとおりとする。

ア 敷地の確保

本市は、本事業を実施するための敷地を確保する。

イ 環境影響評価の実施

本市は、本事業に係る環境影響評価を実施する。

ウ 処理対象物の搬入

本市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物を搬入する。

エ 焼却灰等の資源化及び最終処分

本市は、本施設において、運営事業者から焼却灰、飛灰等、搬入不適物（呉市一般廃棄物最終処分場で埋立できないものに限る。）、資源物（金属類）等を受け取り、資源化又は処分する。

オ 有害ごみ・危険ごみ等の資源化及び最終処分

本市は、呉市資源化施設において、運営事業者から有害ごみ・危険ごみを受け取り、資源化等を行う。また、本市は、呉市一般廃棄物最終処分場において、運営事業者から搬入不適物（呉市一般廃棄物最終処分場で埋立できるものに限る。）を受け取り、処分する。

カ 本事業のモニタリング

本市は、設計・施工業務及び運営業務の各段階において実施状況の監視を行う。

キ 住民への対応

本市は、本施設の設計・施工期間における周辺住民からの意見や苦情について、建設事業者と連携して適切に対応する。

ク 施設見学者への対応

本市は、本施設の見学者対応等について、運営事業者と連携して行う。

ケ 建設費等の支払い

本市は、呉市会計規則（昭和 39 年呉市規則第 35 号）に基づき、設計・施工業務に係る対価（建設費）を建設事業者に対し、運営業務に係る対価（運営業務委託料）を運営事業者を支払う。

コ 本事業に必要な行政手続

本市は、本事業を実施する上で必要な循環型社会形成推進交付金等の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続等の各種行政手続を行う。

9 事業者の収入（本市からの支払）

(1) 設計・施工業務に係る対価

本市は、本事業の設計・施工業務に係る対価について、建設事業者を支払う。

(2) 運営業務に係る対価

本市は、本事業の運営業務に係る対価について、固定費、変動費（処理対象物の搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者を支払う。なお、物価変動に基づき年 1 回見直しのための確認を行い、必要に応じて委託料の改定を行う。固定費、変動費の詳細は、別紙 2 に示す。

10 事業者の募集及び選定の手順

本事業における事業者選定スケジュール（予定）は次のとおりとする。

時 期	内 容
令和6年10月11日（金）	入札公告 入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運營業務委託契約書（案））の公表
令和6年10月21日（月） ～23日（水）	現地見学会
令和6年10月25日（金）	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
令和6年11月12日（火）	入札説明書等に関する質問回答（第1回）の公表
令和6年11月19日（火）	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付
令和6年11月26日（火）	参加資格審査結果の通知
令和6年12月3日（火）	対面的対話確認事項及び入札説明書等に関する質問（第2回）の受付
令和6年12月中旬～下旬	対面的対話の実施（第2回質問回答を兼ねる）
令和7年1月17日（金）	対面的対話結果（議事録）及び入札説明書等に関する質問回答（第2回）の公表
令和7年3月6日（木）	入札提案書類の受付
令和7年5月中旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査、開札
令和7年5月下旬	落札者の決定及び公表
令和7年6月上旬	基本協定締結
令和7年7月下旬	事業仮契約締結
令和7年9月下旬	事業契約成立

11 法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等、必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

第4章 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、次の「2 入札参加者の構成企業の要件」を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 設計・施工業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の代表者）は、構成員とならなければならない。また、運営業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- (3) 入札参加者の構成企業を構成する企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- (4) 入札参加者は、「第4章 2 (2) ア 焼却施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合 50%超）になるものとする。また、建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合、代表企業が共同企業体の代表者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続等を行うものとする。
- (5) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様である。
- (7) 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (8) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

2 入札参加者の構成企業の要件

入札参加者は、本事業の設計・施工業務及び運営業務を行う者として、次の（1）から（3）の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、1者で複数の項の要件を満たす者は、当該1者のみで複数の項の業務にあたることが可能である。

(1) 本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件

本施設の建築物の設計・施工を行う者は、次の要件を全て満たす構成員又は協力企業とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- イ 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- エ 本市の最新の入札参加等資格審査申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が 1,200 点以上であること。
- オ 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る建設工事の実績（平成 21 年 4 月 1 日以降に稼働したものに限る。）として、次のいずれかを有すること。

- ・元請の場合：単独企業又は共同企業体※としての実績とする。ただし、建築物の一部のみの施工の実績は認めない。
- ・下請の場合：一次下請け（単独企業又は共同企業体※）としての実績とする。ただし、元請企業に建築物に係る建設工事を担当する企業が含まれる場合又は建築物の一部のみの施工の実績は認めない。

※共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する者において、建築物に係る建設工事を行う者のうち最大の施工能力を有する者としての実績に限る。

(2) 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件

ア 焼却施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件

焼却施設のプラント設備の設計・施工を行う者は、次の要件を全て満たす構成員とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、代表企業が次の要件を全て満たすものとし、他の者は構成員又は協力企業とすること。

- (a) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (c) 本市の最新の入札参加等資格審査申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」の総合評定値が 1,200 点以上であること。
- (d) 次の施設要件のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有すること。
 - ・平成 21 年 4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模 100 t / 日以上かつ複数炉構成とする。）
 - ・PFI 方式又は DBO 方式にて発注された全連続燃焼式焼却施設

イ 粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件

粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工を行う者は、次の要件を全て満たす構成員とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者は次の要件を全て満たす構成員とし、他の者は構成員又は協力企業とすること。

- (a) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 粗大ごみ処理施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格証を有する者を専任で配置できること。
- (c) 本市の最新の入札参加等資格審査申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- (d) 次の施設要件のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有すること。
 - ・平成 21 年 4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、高速回転破砕機を有する施設

(3) 本施設の運営を行う者の要件

本施設の運営を行う者は、次の要件を全て満たす構成員又は協力企業とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、運転管理業務を担う 1 者が次のアの要件を満たし、運転管理業務又は維持管理業務を担う 1 者が次のイの要件を満たすこと。

ア 平成 21 年 4 月 1 日以降において、次の施設要件の運転管理業務を行った実績を有すること。なお、該当する実績が PFI 又は DBO 事業の場合には、当該事業に係る特別目的会社の出資者であり、かつ、当該事業の運営業務において運転管理業務を担っている者については、本要件を満たすものとする。

- ・地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模 100t/日以上かつ複数炉構成とする。）

イ 次の全ての要件を満たす技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として、運営開始後最低 2 年間、運営事業者配置できること。

- (a) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有すること。
- (b) 一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模 100t/日以上かつ複数炉構成とする。））の現場総括責任者としての経験を有すること。

3 構成企業のその他の要件

入札参加者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) 本事業における各構成企業の役割に応じた本市の最新の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 入札公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成 9 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。

- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づいて更生手続又は再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始後又は再生計画の認可決定後、本市の入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）。
- (6) 入札公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- (7) 法人及びその代表者（委任関係のあるときはその受任者）に市町村税の滞納がないこと。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が呉市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 13 日条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領第 2 条第 2 号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が呉市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 上記ア～ウまでに規定する場合のほか、役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札参加者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

- (9) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 本市が本事業に係る発注支援業務を委託している者

イ 上記アと当該発注支援業務において提携関係にある者

ウ 本事業に係る「呉市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員が属する法人

エ 上記ア～ウのいずれかと資本面若しくは人事面において関連がある者

なお、本入札説明書において、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者を言い、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、本市の発注支援業務を行う者及び提携関係にある者は次のとおりである。

- ・株式会社エイト日本技術開発

4 参加資格の確認

- (1) 参加資格審査基準日は参加資格審査申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格審査基準日から起算して3ヶ月以内とする。
- (2) 参加資格審査基準日の翌日から入札日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、本市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格審査基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- (3) 入札日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、本市がやむを得ない事情であると判断した場合は、本市と協議を行うものとする。
- (4) 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、本市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5 共同企業体の結成に関する要件

本事業の建設工事の施工を目的として、共同企業体を結成し工事にあたる場合は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- (2) 共同企業体の運営形態は、任意とする。
- (3) 共同企業体の代表者は、本事業において中心的な役割を担う焼却施設のプラント設備の設計・施工を行う者のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。
- (4) 本市と契約を締結した共同企業体の存続期間は、原則として当該工事の完成後3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合がある場合には、共同企業体の各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

6 運営事業者の設立に関する要件

- (1) 落札者の構成員は、事業契約の仮契約締結までに運営事業者を設立すること。
- (2) 運営事業者は、会社法に規定される株式会社とし、本市内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地は、本施設内に設置することを認める。その場合、本施設は無償で使用する事ができる。
- (3) 運営事業者の目的は、本事業の運営業務を実施することのみであること。
- (4) 運営事業者への出資は落札者の構成員に限り、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- (5) 全ての出資者は、事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

7 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た価格）は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格 65,948,300,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）
入札書比較価格 59,953,000,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

(2) 留意事項

- ア 予定価格は、事業期間中に本市が事業者を支払う設計・施工業務に係る対価及び運営業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）である。
- イ 予定価格には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
- ウ 入札価格が、入札書比較価格を超える場合、本市は入札参加者を失格とする。
- エ 入札価格の定量化審査においては、定量化限度額を設定する。
- オ 本入札においては、低入札調査基準価格及び最低制限価格は設定していない。

第5章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

(1) 落札者の決定方法

本市は本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）によるものとする。

(2) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は、学識経験者等で構成される選定委員会において審査を行い、最優秀提案者を選定する。選定委員会は、次の7名の委員会で構成される。

〔選定委員会の構成〕

委員長	濱田 雅巳	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
副委員長	西嶋 渉	広島大学環境安全センター 教授
委員	藤原 健史	岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 教授
委員	崎田 省吾	広島工業大学環境学部地球環境学科 教授
委員	福田 修	呉市 財務部長
委員	松川 隆志	呉市 土木部長
委員	砂川 則和	呉市 環境部長

なお、本事業の落札者決定までの間に、本入札に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、選定委員会委員に面談を求めることその他、入札参加者のPR書類等を提出すること等により、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(3) 落札者の決定

本市は、選定委員会による最優秀提案者選定結果を踏まえて、落札者を決定する。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。なお、入札結果について、電話等による問合せには応じない。

2 契約手続等

(1) 基本協定の締結

本市と落札者は、契約の締結に関して、基本協定書（案）について速やかに合意し基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運營業務委託契約書（案）に基づき契約手続を行う。

(2) 運営事業者の設立

落札者は、事業契約の仮契約締結までに、「第4章 6 運営事業者の設立に関する要件」に規定する運営事業者を設立すること。

(3) 事業契約の締結

本市は、事業者と基本契約について、建設事業者と建設工事請負契約について、運営事業者と運營業務委託契約について、それぞれの仮契約を締結する。

なお、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の各仮契約は、建設工事請負契約について呉市議会の議決を経た場合に、これを本契約とみなす。

(4) 契約を締結しない場合

ア 入札参加資格の欠如

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業が「第4章 3 構成企業のその他の要件」を満たさず、入札参加資格を欠くこととなった場合、本市は落札者と事業契約を締結しない場合（仮契約を締結しない場合又は本契約として成立させない場合）がある。

イ 留意事項

上記アにより、事業契約に関し仮契約を締結しない場合又は本契約として成立させない場合、本市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、本市は選定委員会での総合評価点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初に本市が競争入札に付するときに定めた条件を変更することはできないものとする。

(5) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(6) 契約保証金

呉市契約規則（昭和39年9月29日規則第50号）第36条の規定に従い、事業者は次に示す契約保証金を本市に納付しなければならない。

ア 設計・施工期間における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の100分の10以上の額を契約締結日までに契約保証金として納付するものとする。

イ 運営期間における保証

運営事業者は、運營業務委託契約に定める契約金額の総額を20で除した額の100分の10以上の額を運営期間の各事業年度につき、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付するものとする。

第6章 入札の手続等

1 入札の手続

(1) 入札説明書等の公表

本市は、令和6年10月11日に入札公告を行い、同日より入札説明書等を本市ホームページにおいて公表する。

(2) 要求水準書添付資料の配付

要求水準書添付資料はホームページには掲載せず、本事業への参加を検討している事業者に対し配付する。配付を希望する者は、「第6章 1 (14) 事務局」に電話にて受け取りの事前予約を行い、受け取りの際には、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（名刺は不可。）を持参すること。

(3) 現地見学会

建設予定地等に関する現地見学会を次のとおり開催する。

ア 開催期間

令和6年10月21日（月）～10月23日（水）

イ 場所

広島県呉市広多賀谷3丁目8番6号

ウ 参加申込

(a) 申込方法

現地見学会への参加希望者は、「現地見学会参加申込書」（様式第2号-1）及び「現地見学会に係る誓約書」（様式第2号-2）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより提出すること。申込みの際には、電子メールの件名を「現地見学会申込」とし、電子メール送信後は、必ず着信の確認を電話で行うこと。なお、現地見学会への参加者の上限は、15名程度とする。

本市は、電子メールにより、現地見学会の日時を各申込者に連絡する。申込みの状況によっては、本市が日程の調整を行うことがある。なお、現地見学会当日は、本事業に関する質問は受け付けない。

(b) 提出期限

令和6年10月17日（木）

(c) 提出先

「第6章 1 (14) 事務局」を参照

エ 留意事項

建設予定地は解体工事中であるため、工事進捗に応じて見学範囲等に制約が生じる場合がある。見学可能範囲や当日の持参物等の詳細は、申し込みをした者に対して本市より連絡する。

(4) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

(a) 第 1 回

令和 6 年 10 月 11 日（金）～10 月 25 日（金）午後 3 時まで

(b) 第 2 回

令和 6 年 11 月 27 日（水）～12 月 3 日（火）午後 3 時まで

※第 2 回質問は、「第 6 章 1（7）参加資格審査結果の通知」の参加資格審査を受けた入札参加者の代表企業のみ提出することができるものとする。

イ 提出方法

(a) 提出方法

「入札説明書等に関する質問書」（様式第 1 号）に必要事項及び質問内容を簡潔に記入のうえ、電子メールにより提出すること。質問提出の際には、電子メールの件名を「入札説明書等に関する質問」とし、電子メール送信後は、必ず着信の確認を電話で行うこと。電子メール以外（電話、ファックス、口頭等）による質問は受け付けない。なお、様式第 1 号のデータ形式は、Microsoft Excel（Windows 版）とすること。

(b) 提出先

「第 6 章 1（14）事務局」を参照

(5) 入札説明書等に関する質問回答の公表

入札説明書等に関する質問に対する回答を次のとおり公表する。

ア 公表日

(a) 第 1 回

令和 6 年 11 月 12 日（火）

(b) 第 2 回

対面的対話結果（議事録）の公表日と同日（第 6 章 1（9）参照）

イ 内容

入札説明書等に関する質問に対する回答は、市ホームページにおいて公表する予定である。電話、口頭等での回答は行わない。また、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧されると本市が判断した質問については回答しない。

(6) 参加資格審査申請書類の提出

入札参加を希望する者は、次により参加資格審査の申請を行わなければならない。参加資格審査申請書類は、正本 1 部、副本 1 部を次のとおり提出すること。期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ア 提出書類

「第 7 章 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

(a) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合の受付時間は、呉市の休日を定める条例（平成元年呉市条例第 35 号）第 1 条に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までを除く。）とする。持参する日時については、必ず事前に事務局に電話又はメールにより連絡すること。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、提出期限までに受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定する。

(b) 提出期限

令和 6 年 11 月 19 日（火）午後 3 時までとする。

(c) 提出先

「第 6 章 1（14）事務局」を参照

(7) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査申請を行った入札参加を希望する者の代表企業に対して、令和 6 年 11 月 26 日（火）までに郵送により通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者の企業名、企業数等については公表しない。

(8) 参加資格審査結果に関する説明要求の受付

参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加を希望する者は、本市に対して、当該通知を受けた日から起算して原則として 3 日（休日を除く。）以内に、参加資格がないと認めた理由を問う書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）で問い合わせることができる。

本市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加を希望する者の代表企業に対して、速やかに書面により回答するものとする。

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 提出先

「第 6 章 1（14）事務局」を参照

(9) 対面的対話の実施

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、本市と個別の入札参加者との間での対面的対話（以下「対話」という。）を行う。

ア 実施日

令和 6 年 12 月中旬～下旬（予定）

イ 場所

呉市役所

ウ 参加申込

(a) 申込方法

入札参加者は、次の様式等を作成のうえ、電子メールにより提出すること。申込みの際には、電子メールの件名を「対面的対話申込」とし、電子メール送信後は、必ず着信の確認を電話で行うこと。なお、申込みの状況によっては、本市が日程の調整を行うことがある。

- ・「対面的対話への参加申込書」（様式第 11 号）
- ・「対面的対話における確認事項」（様式第 12 号）
- ・補足資料（様式第 12 号を補足する資料等）

(b) 提出期限

令和 6 年 12 月 3 日（火）午後 3 時までとする。

(c) 提出先

「第 6 章 1（14）事務局」を参照

エ 実施方法

- (a) 対話は、本市主催により実施し、対話時間は、1 者につき 90 分程度を想定する。実施日時、実施方法等の詳細は、別途入札参加者に通知する。なお、選定委員会委員が、オブザーバーとして同席する予定である。
- (b) 申込時に提出された「対面的対話における確認事項」（様式第 12 号）及び補足資料に基づき、本市と入札参加者の対話を行う。対面的対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言、評価は行わない。
- (c) 事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、対面的対話結果（議事録）は原則として公表する。対話時間内に回答できなかった確認事項については、第 2 回質問回答に掲載する。ただし、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表せずに、入札参加者に対して個別に回答する場合がある。
- (d) 対面的対話結果（議事録）は、令和 7 年 1 月中旬を目処として、入札参加者の確認を得た上で、本市ホームページに掲載する。

(10) 入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札提案書類提出期限までに、入札辞退届（様式第 10 号）を提出すること。

(11) 入札提案書類の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、「第 7 章 提出書類」に示す入札提案書類を提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合の受付時間は、休日を除く午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までを除く。）とする。持参する日時については、必ず事前に事務局に電話又はメールにより連絡すること。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、提出期限までに受付場所に
必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事
務局にて判定する。

イ 提出期限

令和 7 年 3 月 6 日（木）午後 3 時まで

ウ 提出先

「第 6 章 1（14）事務局」を参照

(12) 提案書に関するヒアリング

選定委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

ア 実施日

令和 7 年 5 月中旬（予定）

（ヒアリングの順番は、入札書類の提出時にくじ引きにて決定する。なお、郵送にて提出
した場合は、当該入札参加者に代わり市職員がくじを引くものとする。）

イ 場所

呉市役所

ウ 実施方法

ヒアリングは、入札参加者ごとに行い、時間は 1 者につき 90 分程度（入札参加者による
プレゼンテーション 30 分、質疑応答 60 分）を想定する。

エ 当日配付資料

プレゼンテーションに用いるスライドの印刷物のみ配付を可とする。

オ その他

ヒアリング日時・場所・プレゼンテーション方法等の詳細は、本市が調整のうえ、各入札
参加者の代表企業に対し、書面にて別途通知する。

(13) 開札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ、次のとおり行う。立会いを行
う者は、各入札参加者で 1 名とする。また、代理人が開札に立会う場合、「委任状（開札の立
会い）」（様式第 18 号）を、当日持参すること。なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各
入札参加者の代表企業に本市より別途通知する。

ア 開札日

令和 7 年 5 月中旬（予定）

イ 場所

呉市役所

ウ 実施方法

(a) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札参加者又はその
代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせ
て行う。また、開札には、選定委員会委員（委員長等）が立ち会う。

- (b) 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (c) 入札参加者又はその代理人が、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、委任状（開札の立会い）（様式第 18 号）をもって、身分証明書に替えることとする。
- (d) 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむ得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。
- (e) 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。
 - ① 公正な執行を妨げようとした者
 - ② 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (f) 開札においては、入札価格が入札書比較価格の範囲内であるかの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を打ち切る。

(14) 事務局

担	当	課	:	呉市 環境部 環境政策課
住		所	:	〒737-8501 広島県呉市中央 4-1-6
T	E	L	:	0823-25-3383
電	子	メ	ー	ル : kansei@city.kure.lg.jp
ホ	ー	ム	ペ	ー
ジ			:	https://www.city.kure.lg.jp/

2 入札参加に関する留意事項

(1) 入札保証金

呉市契約規則第 9 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、入札参加に係る保証金の納付は、免除する。

(2) 入札の延期等

本市は、妨害、不正行為又は入札参加者の連合その他入札を公正に執行することができない事由が生じ、又は生じる恐れがあると認められるときは、入札の執行を延期し、又は入札を取りやめることがある

(3) 入札提案書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出した入札書及び入札提案書類の引換え又は撤回をすることはできない。ただし、提案書の基礎審査において、本市が軽微な不備・不足と考えるものにあつては、個別に入札参加者に確認し、提案書全体に影響を及ぼすような重大な問題がなく、部分的な訂正や対応の確認のみで問題ないと判断したものについてはその限りでない。

(4) 公正な入札の確保

入札参加者は、独占禁止法等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(5) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 記名押印を欠く入札
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2以上入札参加者の代理をした者の入札
- ク 同一事項の入札について、2以上の入札をした者の入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した者の入札

(6) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(7) 使用言語、単位及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 入札提案書類の取扱い

ア 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとし、本市に帰属しない。ただし、公表、展示その他本市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、入札参加者の承諾がある場合に限り、本市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。ただし、落札者以外の提案書については、落札者を決定した後に返却する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

(9) 本市の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札までに辞退した者を含む。）は、本市が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(10) その他

- ア 入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に従い、入札提案書類の審査を行う。
- イ 本市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第7章 提出書類

1 参加資格審査申請書類

参加資格審査申請を行う入札参加を希望する者は、次の提出書類をまとめて2部（正本1部、副本1部）提出すること。

- (1) 参加表明書 (様式第3号)
- (2) 構成員及び協力企業一覧表 (様式第4号)
- (3) 予定する建設事業者の構成（必要により） (様式第5号)
- (4) 参加資格審査申請書 (様式第6号)
- (5) 委任状（代表企業） (様式第7号)
- (6) 委任状（代理人） (様式第8号)
- (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 (様式第9号)

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 入札辞退届 (様式第10号)

3 入札提案書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		部数
入札提案書類提出届等		各1部
入札書		1部
提案書	技術提案書	各13部 (正本1部、副本12部)
	施設計画図書	
	添付資料	
施設計画に係る提案概要		12部
提案書及び施設計画に係る提案概要の電子データ（CD-R）		2部

- (1) 入札提案書類提出届等

ア 入札提案書類提出届 (様式第13号)

イ 要求水準に関する誓約書 (様式第14号)

- (2) 入札書

ア 入札書 (様式第15号(別紙1～別紙3を含む))

- (3) 提案書

ア 技術提案書 (様式第16号)

イ 施設計画図書

(a) 施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。）

(b) 設計計画基本数値

① 焼却施設関連

- (i) 性能曲線図
- (ii) 物質収支
- (iii) 熱収支（熱精算図）
- (iv) 用役収支
- (v) 燃焼計算書
- (vi) 火格子燃焼率
- (vii) 燃焼室熱負荷
- (viii) ボイラ関係計算書（通貨ガス温度）
- (ix) 煙突拡散計算書
- (x) 容量計算、性能計算、構造計算（主要機器について）
- (xi) 電気設備等負荷容量計算書（設備負荷、蓄電池関係ほか）

② 粗大ごみ処理施設関連

- (i) 物質収支
- (ii) 用役収支
- (iii) 主要施設（機器）設計計算書
 - ・ヤードの面積及び容量
 - ・ホッパ容量
 - ・コンベヤ能力
 - ・選別機能力
 - ・送風機関係の能力
 - ・破砕機能力
 - ・その他主要機器の容量及び能力計算
 - ・負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにすること。）

(c) 図面【縮尺は、特に指定がある場合を除き、入札参加者にて見やすい縮尺に設定すること。】

① 全体配置図【A3 判横】

② 動線計画図【A3 判横】

③ 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）【A3 判横】

④ 機器配置断面図（縦断、横断図）【A3 判横】

⑤ 主要機器組立図【A3 判横】

⑥ フローシート【A3 判横】

(i) 焼却施設関連

- ・対象廃棄物並びにその生成物及び副産物
- ・上水道、再利用水、冷却水
- ・排水（ごみピット排水、プラント排水、生活排水等）
- ・ボイラ給水、蒸気、復水及び純水
- ・余熱利用

- ・燃料
 - ・油圧及び圧縮空気
 - ・脱臭及び消臭
 - ・計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
 - ・建築設備（火報、空調、換気、電話、給湯、放送設備等）
 - ・情報処理システム
- (ii) 粗大ごみ施設関連
- ・対象廃棄物その生成物及び副産物
 - ・集じん
 - ・給排水
 - ・計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
 - ・建築設備（火報、空調、換気、電話、給湯、放送設備等）
 - ・情報処理システム
- ⑦ 電気設備主回路単線系統図【A3 判横】
- ⑧ 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）【A3 判横】
- ⑨ 建築仕上げ表
- ⑩ その他、提案する構造物等に関する図面【A3 判横】
- ⑪ 建築面積表（各階床面積及び各室床面積を明記すること。）
- ⑫ パース（鳥瞰図、アイレベル、各 2 枚）【A3 判横】
- (d) 工事関係
- ① 全体工事工程【A3 判横】

ウ 添付資料

（様式第 17 号）

その他、要求水準に示す性能・機能を確認できる資料（運営を含む）、提案等の内容が確認できる資料（運營業務を含む）がある場合には、添付資料にて取りまとめること。

(4) 施設計画に係る提案概要

（任意様式）

施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとする。

- ・パース図、土地利用計画図
- ・建築面積、延床面積、その他の施設諸元
- ・提案のコンセプト
- ・施設計画の特徴

4 開札時の提出書類

開札時は、次の書類を 1 部提出すること。

(1) 委任状（開札の立会い）

（様式第 18 号）

第 8 章 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類の作成にあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 参加資格審査申請書類

参加資格審査申請時の提出書類の作成にあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 提出書類を様式番号順でまとめ、A4 判・縦・左綴じとして正本 1 部、副本 1 部を提出すること。

3 入札書

入札書の作成にあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 入札書（様式第 15 号）及び入札価格参考資料（様式第 15 号別紙 1～別紙 3）は、次の方法により封入すること（別紙 3 参照）。

ア 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

イ 入札書（様式第 15 号）を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、事業名、グループ名及び代表企業の商号又は名称等を記載すること。

ウ 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料（様式第 15 号別紙 1～別紙 3）を入れ、封筒の表面に、事業名、グループ名、代表企業の商号又は名称等を記載すること。

- (2) 入札価格は、事業期間にわたる設計・施工業務に係る対価及び運營業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「別紙 2 本事業において本市が事業者を支払う対価について」に基づいて算定すること。また、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 技術提案書（事業収支計画）との整合性を確保すること。

4 提案書

提案書の作成にあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 技術提案書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で 1 冊にまとめ、A4 判（A3 判書類については A4 判に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各 13 部（正本 1 部、副本 12 部）提出すること。文字サイズは 11 ポイント以上（図表は含めない）とし、1 ページに概ね 1,600 字程度とすること。技術提案書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、本市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された受付グループ名（以下、「受付グループ名」という。）を右下欄に記入する。

- (2) 施設計画図書は、「第7章 3 (3) イ 施設計画図書」に記載した順番で1冊にまとめ、A4判（A3判書類についてはA4判に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各13部（正本1部、副本12部）提出すること。施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。また、図面については次のとおりとする。
- ア 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。
- イ 右下に図面名称及び受付グループ名を記入する。
- (3) 添付資料は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で1冊にまとめ、A4判（A3判書類についてはA4判に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各13部（正本1部、副本12部）提出すること。添付資料には各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、添付資料の表紙（様式17号）には、受付グループ名を右下欄に記入する。なお、技術提案書と添付資料を合冊とすることも可とする。
- (4) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵、写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (5) ロゴマークや商標登録名称等の使用を含め、構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること。（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする）。
- (6) 関心表明書は提出しないこと。
- (7) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (8) 本市に提出する提案書の電子データは、PDF形式とし、技術提案書、施設計画図書、添付資料毎に様式集の順番でそれぞれ1つのPDFファイルにまとめて提出すること。ただし、電子データのサイズに応じてPDFファイルを複数に分割してもよい。また、PDFに加えて、様式集（Excel版）についてはMicrosoft Excel（Windows版とし、バージョンは2010以後とする。）も提出すること。なお、本市に提出する電子データには、印刷制限等のセキュリティ権限を設定しないこと（以下の資料についても同様とする）。

5 施設計画に係る提案概要

施設計画に係る提案概要の作成にあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 施設計画に係る提案概要は、A3判・横・横書き・1枚（片面印刷）とし、綴じずに12部提出すること。提出する電子データは、PDF形式とする。
- (2) 受付グループ名を右上隅に記載し、提案書と同様、企業名等が特定できる表現はしないこと。
- (3) 施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとし、簡潔に記載すること。ただし、落札者決定後、議会等への報告のために施設計画に係る提案概要を使用する場合があるため、記載する内容に留意すること。特に、各入札参加者のノウハウに係る内容等については、各入札参加者の判断により、支障のない表現とすること。

・ パース図、土地利用計画図

- ・ 建築面積、延床面積、その他の施設諸元
- ・ 提案のコンセプト
- ・ 施設計画の特徴

(4) 施設計画に係る提案概要は、定量化審査の対象にはしない。

6 留意事項

入札提案書類の作成にあたっては、以下の条件を踏まえること。

(1) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業の実施における責任は、原則として事業者が負う。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、本市は応分の責任を分担する。

イ リスク分担

予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、「別紙 4 リスク分担表」の考え方に基づくものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

(2) 保険

ア 本市は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）、廃棄物処理プラント保険（公益社団法人全国都市清掃会議）、企業財産包括保険（三井住友海上火災保険株式会社）に加入する予定である。なお、事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、本市が加入する保険にて保険金が補填された場合は、本市が事業者に対する損害賠償金の請求からその分を控除するものとする。

イ 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、本市は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者が付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

ウ 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(3) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問及び対面的対話において、本市に確認し、了解を得たものに限り有効とする。本市の了解を得ずに提案を行った場合には、落札者決定基準に示す事前審査において、失格とする場合があるので注意すること。なお、質問内容が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答する場合がある。

(4) 電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について

電力に係る契約については、買電に係る契約の契約者は事業者、売電に係る契約の契約者は本市とする。

入札時における買電に係る電力料金（基本料金、買電等）の算定においては、入札提案書類提出日の条件が運営期間にわたり継続するものとして算出すること。なお、制度変更に伴う電力料金等の取扱いについては、「別紙 5 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方」のとおりとする。

(5) 業務の委託

事業者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(6) 雇用等への配慮

ア 雇用については、本市内の人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

イ 下請人等を選定する際は、本市内に本社又は本店（建設業許可事務ガイドラインについて（令和 4 年 12 月 28 日国不健第 463 号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する者（以下「地元企業」という。）を優先し活用するよう努めること。ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、本市内に営業所を有する業者を優先し活用するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

(7) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

ア 事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

(a) 事業者の提供するサービスに債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、本市は、事業契約を解除することができる。

(b) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。

(c) (a) 及び (b) により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 本市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

(a) 本市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(b) (a) により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。当該協議の結果、事業契約を解除することとなった場合の詳細は、事業契約に定める。

(8) 本市による本事業の実施状況の監視

本市は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業の監視を行う。（「別紙 6 モニタリング及び運営業務委託料の減額等」参照）

第9章 その他

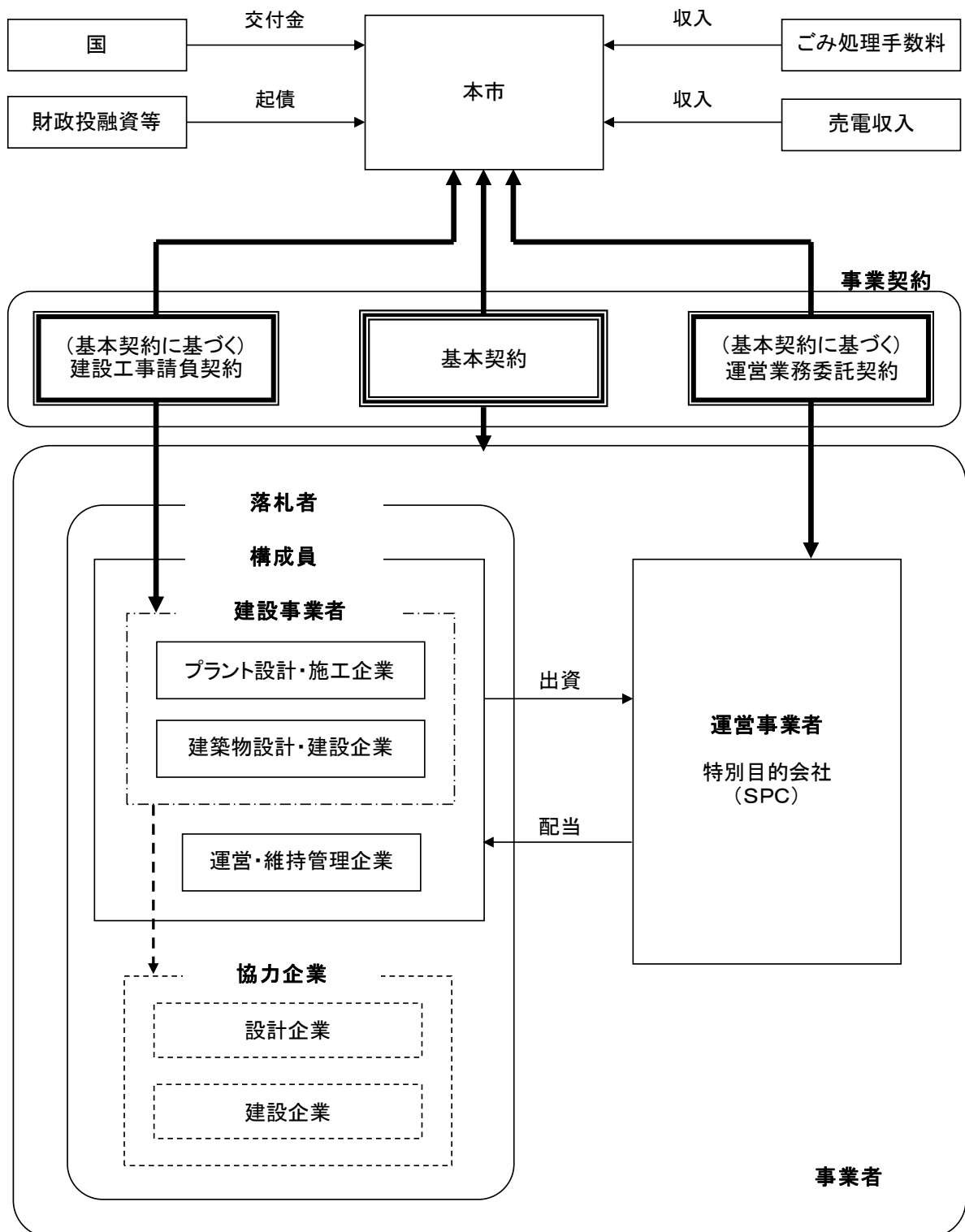
1 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることその他、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては本市ホームページにおいて公表するので、適宜、本市ホームページを確認すること。また、参加資格審査結果の通知後においては代表企業に通知する。

2 情報公開及び情報提供

呉市情報公開条例（平成11年3月16日条例第1号）に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページを通じて行う。

別紙1 本事業の事業スキーム（例）



別紙 2 本事業において本市が事業者に支払う対価について

1 対価の構成

本事業において本市が事業者に支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成		対象業務
設計・施工業務に係る対価		①設計・施工業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
運営業務に係る対価	焼却施設運営業務委託料	①焼却施設の運営業務（計量棟の運営業務を含む） ②その他上記項目の関連業務を含む
	粗大ごみ施設運営業務委託	①粗大ごみ処理施設の運営業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

2 対価の算定方法

(1) 設計・施工業務に係る対価

区 分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・施工業務に係る対価	①設計・施工業務費用 ②その他費用	■設計・施工業務に係る対価 ■本市の示す交付金年度計画に対する出来高から算定する

(2) 運営業務に係る対価

運営に係る業務委託料の算定方法は、次のとおりである。

ア 焼却施設の運営業務委託料の算定方法

区 分	支払の対象となる費用※ ¹	対価の算定方法※ ²
運営業務委託料 A	固定費 人件費、その他運営に関わる諸費用 ・人件費 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費、税金等） ・保険等 ・その他費用 運転管理費用 ・電気基本料金、水道基本料金 ・油脂類費 ・測定・分析費（排ガス、排水、飛灰等） ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等	■各支払期の固定費 ＝[事業者が提案した各年度の固定費（左欄対象費用の合計金額）]÷各年度の支払回数（4回/年）
	補修費 補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	■補修費用は、各年度の補修計画に合わせた金額とする。ただし、支払金額の平準化に配慮した補修計画とすること。
運営業務委託料 B	変動費用※ ³ ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・その他費用（処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の変動費 ＝各支払期の処理量（実績値）※ ⁴ ×提案単価（円/t） ※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。 変動費＝各年度処理量（計画値）※ ⁵ ×提案単価（円/t）

区 分	支払の対象となる費用※ ¹	対価の算定方法※ ²
運搬費	運搬費用 ・ 本施設～呉市一般廃棄物最終処分場間の運搬に要する費用 ・ 本施設～呉市資源化施設間の運搬に要する費用	■ 各支払期の運搬費 ＝ 各支払期の運搬回数×運搬費単価（円/回） ※入札価格の算定にあたっては、要求水準書に基づき事業者で想定した運搬回数及び1回あたりの運搬費単価から設定すること。 ※入札価格の算定にあたっては、本施設から各運搬先への運搬距離を以下のとおりとすること。 ・ 本施設～呉市一般廃棄物最終処分場：44.0km（往復） ・ 本施設～呉市資源化施設：1.0km（往復）

※1：処理手数料にかかるキャッシュレス決済にかかる手数料は入札価格に含めないこと。

なお手数料の支払については、市と落札者で別途協議するものとする。

※2：各支払い時期の運營業務に係る対価は、1円未満を切り捨てるものとする。

※3：運營業務委託料Bのうち、処理量に応じて変動しない費用（燃料費、運搬費用等）がある場合は、固定費として提案することも可とする。

※4：「各支払期の処理量（実績値）」は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし、単位は(t)、小数点以下第2位（10kg単位）までを有効桁数とする。

※5：計画ごみ量は、要求水準書を参照すること。

イ 粗大ごみ処理施設の運營業務委託料の算定方法

区 分	支払の対象となる費用	対価の算定方法※ ¹
運營業務委託料C	人件費、その他運営に関わる諸費用 ・ 人件費 ・ 事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・ 負担金等（負担金、公課費、税金等） ・ 保険等 ・ その他費用 運転管理費用 ・ 電気基本料金、水道基本料金（焼却施設で見込むものとする） ・ 油脂類費 ・ 測定・分析費（粉じん等） ・ 建築設備保守費、清掃、環境整備費等	■ 各支払期の固定費 ＝ [事業者が提案した各年度の固定費（左欄対象費用の合計金額）] ÷ 各年度の支払回数（4回/年）
	補修費用 ・ 点検・整備費、更新費、部品費等	■ 補修費用は、各年度の補修計画に合わせた金額とする。ただし、支払金額の平準化に配慮した補修計画とすること。

運 営 業 務 委 託 料 D	変 動 費	変動費用 ^{※2} ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・その他費用（処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の変動費 ＝各支払期の処理量（実績値） ^{※3} ×提案単価（円/t） ※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。 変動費＝各年度処理量（計画値） ^{※4} ×提案単価（円/t）
--------------------------------------	-------------	---	---

※1：各支払い時期の運營業務に係る対価は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2：変動費用のうち、処理量に応じて変動しない費用（燃料費等）がある場合は、固定費として提案することも可とする。

※3：「各支払期の処理量（実績値）」は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし、単位は(t)、小数点以下第2位（10kg単位）までを有効桁数とする。

※4：計画ごみ量は、要求水準書を参照すること。

3 対価の支払方法

(1) 設計・施工業務に係る対価

建設工事請負契約書による。

設計・施工期間における各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえて本市にて作成し、契約書作成時に通知する。

なお、建設工事請負契約書第35条及び第38条に基づき、建設事業者は、前金払及び部分払を本市に請求することができる。

(2) 運營業務に係る対価

運營業務委託料の支払方法は、次のとおりである。

ア 焼却施設の運營業務委託料の支払い方法

(a) 支払回数

運營業務委託料A（固定費・補修費）：80回（20年間×年4回）

運營業務委託料B（変動費・運搬費）：80回（20年間×年4回）

※運營業務委託料は令和12年度以降の支払となる。

- (b) 運営事業者は、各四半期末の翌月に、直前の四半期に係る業務報告書（月報等）をとりまとめた四半期報告書を本市に提出する。本市は、本施設の引渡し後、運營業務委託契約書の規定に従い、四半期報告書を受領した場合、当該受領日から10日以内に運営事業者に対して業務確認結果を通知する。運営事業者は、当該通知に従い速やかに直前の1支払期に相当する運營業務委託料に係る請求書を本市に提出する。本市は請求を受けた日から30日以内に、運営事業者に対して当該運營業務委託料を支払う。ただし、本市は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる運營業務委託料の支払を留保することができるものとする。この場合、運営事業者は、改善確認の通知を本市から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された運營業務委託料に係る請求書を本市に提出し、本市は請求を受けた日から30日以内に、運営事業者に対して当該運營業務委託料を支払う。

- (c) 運營業務委託料A（固定費）の1回あたりの支払額は、運営事業者が提案した各年度の固定費を4で除した金額とする。
- (d) 運營業務委託料A（補修費）の1回あたりの支払額は、各年度の補修計画に合わせた額とする。なお、本市と運営事業者が協議のうえ、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該補修費の事業期間中の総額は、物価変動等による改定の場合を除き、変更しない。
- (e) 運營業務委託料B（変動費）の1回あたりの支払額は、各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。
- (f) 運營業務委託料B（運搬費）の1回あたりの支払額は、各支払期の運搬回数×運搬費単価（物価変動等による改定を踏まえた当該年度の単価）によるものとする。

イ 粗大ごみ処理施設の運營業務委託料の支払い方法

(a) 支払回数

運營業務委託料C（固定費・補修費） : 80回（20年間×年4回）

運營業務委託料D（変動費） : 80回（20年間×年4回）

※運營業務委託料は令和12年度以降の支払となる。

- (b) 運営事業者は、各四半期末の翌月に、直前の四半期に係る業務報告書（月報等）をとりまとめた四半期報告書を本市に提出する。本市は、本施設の引渡し後、運營業務委託契約書の規定に従い、四半期報告書を受領した場合、当該受領日から10日以内に運営事業者に対して業務確認結果を通知する。運営事業者は、当該通知に従い速やかに直前の1支払期に相当する運營業務委託料に係る請求書を本市に提出する。本市は請求を受けた日から30日以内に、運営事業者に対して当該運營業務委託料を支払う。ただし、本市は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる運營業務委託料の支払を留保することができるものとする。この場合、運営事業者は、改善確認の通知を本市から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された運營業務委託料に係る請求書を本市に提出し、本市は請求を受けた日から30日以内に、運営事業者に対して当該運營業務委託料を支払う。
- (c) 業務委託料C（固定費）の1回あたりの支払額は、運営事業者が提案した各年度の固定費を4で除した金額とする。
- (d) 業務委託料C（補修費）の1回あたりの支払額は、各年度の補修計画に合わせた額とする。なお、本市と運営事業者が協議のうえ、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該補修費の事業期間中の総額は、物価変動等による改定の場合を除き、変更しない。
- (e) 業務委託料D（変動費）の1回あたりの支払額は、各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。

4 物価変動等による改定

(1) 設計・施工業務に係る対価の改定

建設工事請負契約書による。

なお、スライド条項の適用に関し、契約金額の基準となる時点は、入札提案書類提出日とする。本市及び事業者は、スライド条項の適用に係る協議申し入れに対し、誠意をもって協議を行うものとする。

当該協議に際して、建設事業者は、建設工事請負契約書第 26 条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、本市は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

(2) 運營業務に係る対価の改定

ア 運營業務委託料の改定指標

運營業務委託料のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標について、落札者の提案する指標に合理性及び妥当性があると本市が認める場合、本市は、仮契約締結前に当該指標の見直しについて落札者と協議を行うものとする。

区 分		改定の対象となる 費用	指 標
運營業務 委託料 A 運營業務 委託料 C	固定費	・ 人件費	「毎月勤労統計調査／調査産業計（事業所規模30人以上）／現金給与総額指数／広島県平均」（厚生労働省）
		・ 電気基本料金、 水道基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
		・ 油脂類費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品／有機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
		・ その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	補修費	・ 補修費等	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／自動車整備・機械修理／機械修理」（日本銀行調査統計局）
運營業務 委託料 B 運營業務 委託料 D	変動費 単価	・ 燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／該当する油類」（日本銀行調査統計局）
		・ 薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
		・ 光熱水費 （電力等の基本料 金を除く）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
		・ その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	運搬費 単価	・ 燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／該当する油類」（日本銀行調査統計局）

イ 改定の条件

運營業務委託料の支払額については、改定のための確認を年 1 回行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（次の（3）アに示す改定割合に±0.0151を超える増減があった場合であり、小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする。）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無にかかわらず、本市へ書面により毎年報告を行うこと。

運營業務委託料の改定については、毎年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の運營業務委託料を確定する。なお、事業者は、算定後速やかに当該指標について本市へ書面により報告し、確認を得るものとする。

運營業務委託料の見直しを行った結果は、改定年度の翌年度の第1支払期（6月末）の業務に対する支払から反映させる。ただし、電力基本料金及び電気使用料の変更に伴う運營業務委託料の改定期間は、本市と事業者との協議により別途定めることができる。

初回の改定は、令和11年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、令和11年9月末までに見直しを行い、令和12年度の運營業務委託料を確定する（比較対象は入札提案書類提出時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）とする。）。改定された運營業務委託料は、令和12年第1支払期の業務に対する支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は事業契約に定めた額となる。

ウ 改定の計算方法

（a）算定式

運營業務委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

- ① 改定割合（ I_{t-1}/I_b ）に±0.0151を超える増減があった場合

$$P_t = P \times I_{t-1} / I_7$$

- ② 改定割合（ I_{t-1}/I_b ）が±0.0151の範囲内場合

$$P_t = P \times I_b / I_7$$

P_t ：改定後のt年度の運營業務委託料（税抜）

P ：提案によるt年度の運營業務委託料（税抜）

I_{t-1} ：t-1年の物価指標の暦年平均値

I_7 ：令和7年の物価指標の暦年平均値

I_b ：前回改定年度の前年の物価指標の暦年平均値

I_{t-1}/I_b ：改定割合

注1) 物価指標については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) I_b は、1度も改定が行われていない場合は、契約締結年度における物価指標の暦年平均値とする。

注3) 改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

(b) 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本市の事業者への支払にかか
る消費税及び地方消費税については、本市が改定内容にあわせて負担する。

エ その他例外的な改定について

固定費、変動費を構成する費目のうち、(1)から(3)による改定方法が適当でないと本市が
認めた費目については、本市と事業者が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。

別紙 3 入札書等の提出用封筒作成要領

1 入札書等の提出用封筒

中封筒：表

	<b style="color: red;">入 札 書 在 中	
	事業名	○○○○○○○
	事業場所	○○○○○○○
	○○○○グループ 代表企業 □□県□□市□□町□□番□□号 □□□□株式会社	

外封筒：表

	<b style="color: red;">入 札 書 等 在 中	
	事業名	○○○○○○○
	事業場所	○○○○○○○
	○○○○グループ 代表企業 □□県□□市□□町□□番□□号 □□□□株式会社 担当者名 △△ △△ 担当者連絡先(TEL FAX)	

その他

- ・縦書きも可とする。
- ・中封筒は「長形 3 号」、外封筒は「角形 2 号」とする。
- ・表面の「入札書」は朱書きとする。
- ・中封筒には、入札書（様式第 15 号）を入れて封かんすること。
- ・外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料（様式第 15 号別紙 1、別紙 2、別紙 3）を入れて封かんすること。

別紙４ リスク分担保

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本市	事業者
共通	入札書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記により、本市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	本市の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等	○	
		事業者の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等		○
		契約締結に係る議会の議決が得られず契約が結べない、契約締結の遅延等 ^{注1}	△	△
	計画変更リスク	本市の指示 ^{注2} による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する市民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	本事業に直接関係する税制度の変更等	○	
		上記以外の税制度の変更等		○
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
設計段階	設計変更リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ ^{注3}	○	△
		施設の供用開始後のインフレ、デフレ ^{注3}	○	△
	事故の発生リスク	設計・施工、運営において発生する事故		○
	事業の中止・遅延に関するリスク (債務不履行リスク)	本市の指示 ^{注2} 、本市の債務不履行によるもの	○	
		事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力リスク	不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注4}	○	△
	測量・地質調査リスク	本市の指示 ^{注2} 、提示条件の変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	建設着工遅延	本市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
建設段階	工事費増大リスク	本市の指示 ^{注2} 、提示条件の変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	本市の指示 ^{注2} 、提示条件の変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準の未達（施工不良を含む）		○

○主分担、△従分担

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		本市	事業者
運営段階	処理対象物の質の変動リスク		○
	処理対象物の量の変動リスク		○
	性能リスク		○
	搬入不適物の混入リスク		○
	運営費増大リスク	○	○
	売電収入変動リスク	○	○
	施設の性能確保リスク		○

○主分担、△従分担

注 1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注 2) 事業者の債務不履行、要求水準の未達等、事業者の責に帰すべき場合の本市の指示は除く。

注 3) 物価変動については、一定程度（設計・施工期間の物価変動については、建設工事請負契約書（案）、運営期間の物価変動については、運營業務委託契約書（案）を参照。）までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する。

注 4) 不可抗力における 1 事業年度における費用負担については、一定程度（設計・施工期間の物価変動については、建設工事請負契約書（案）、運営期間の物価変動については、運營業務委託契約書（案）を参照。）までは事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。

注 5) 処理対象物の質の変動については、計画ごみ質の範囲外は本市の負担とする。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。

注 6) 処理対象物の量の変動については、固定料金及び変動料金の 2 料金制を採用することにより対応することとする。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。

注 7) ただし、事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしたことを確認できた場合は、本市の負担とする。

※本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、各契約書（案）を参照すること。

別紙 5 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方

制度変更等により電気料金に変更（基本的に基本料金及び従量料金を対象とする。）が発生した場合の対応の考え方は以下のとおりとし、具体的な負担方法は、本市及び運営事業者の協議により決定する。

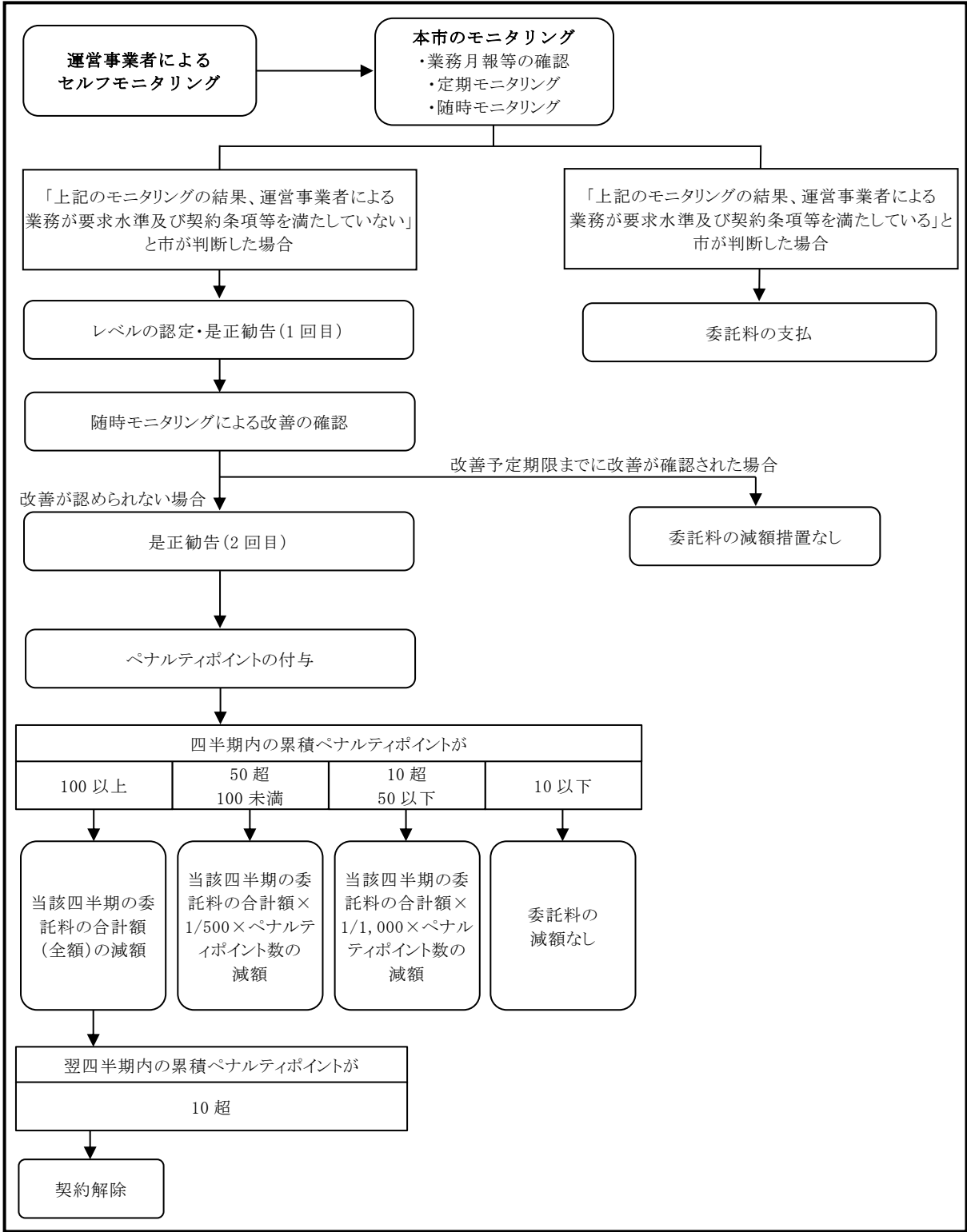
なお、提案時の不備等など事業者の責に帰すべき事由による変更は、含めないものとする。
また、下記の事象が同時に発生した場合には、表の上から順に整理を行うものとする。

No.	電気料金の変更要因	基本的な対応の考え方	
1	制度の変更	買電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は本市の収入/負担とする。
		売電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は本市の収入/負担とする。
2	契約先の変更 （例：小売電気事業者への変更）	買電に係る契約	変更によって生じる費用の減少は本市の収入とする。 本市の指示により契約先を変更する場合を除き、変更によって生じる費用の増加は運営事業者の負担とする。
		売電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は本市の収入/負担とする。
3	物価変動に伴う変更	買電に係る契約	別紙 2 に基づいて対応する。
		売電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は本市の収入/負担とする。
4	上記 1 から 3 以外の変更	買電に係る契約	本市及び運営事業者の協議により決定する。
		売電に係る契約	本市及び運営事業者の協議により決定する。

別紙 6 モニタリング、運營業務委託料の減額等

1 運営期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における運営期間中の業務水準低下に関する措置は、以下に示すとおりとする。



2 モニタリングの方法

モニタリングは、運營業務委託料の減額を目的とするものではなく、本市と運営事業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成

運営事業者は、運營業務委託契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) モニタリング時期 | (4) モニタリング手続 |
| (2) モニタリング内容 | (5) モニタリング様式 |
| (3) モニタリング組織 | |

(2) 本市によるモニタリングの方法

本事業における運營業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

ア 業務月報等の確認

本市は、運営事業者が運營業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運営事業者から本市へ提出される業務月報等で確認する。

イ 定期モニタリングと随時モニタリング

本市は、月 1 回、本施設の現場調査を行い、運営事業者から提出された業務月報及び四半期報告書等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、本市は本施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

(3) 業務の改善についての措置

ア レベルの認定・是正勧告（第 1 回目）

本市は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が運營業務委託契約書、要求水準書及び提案書を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

(a) レベルの認定

運営事業者の責めに帰すべき事由によって、要求水準及び運營業務委託契約の各条項を満たしていないことにより、次に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合には、当該事象に対し、本市がレベル 1 又はレベル 2 の認定を行う。

レベル 1	本施設の運営に軽微な影響を及ぼすもの
レベル 2	本施設の運営に比較的重大な影響を及ぼすもの

(b) 是正勧告

本市は、モニタリング結果又は業務報告書から、その程度、緊急度等を勘案し、運営事業者に相当な是正期間を提示する。運営事業者は、本市から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策について本市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本市に提出し、本市の承諾を得ること。

(c) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運營業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は本市に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本市と協議する。運営事業者の報告内容に合理性があると本市が判断した場合、本市は、対象となる業務の内容、水準又は1回目の是正勧告の内容の見直し等を行う。

イ 改善の確認

本市は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告（第2回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本市が判断した場合、本市は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ ペナルティポイントの付与

運営事業者は、是正勧告（2回目）を受けた日を起算日とし、レベル1又はレベル2の状態を改善する日まで、1日につき、次のペナルティポイントを付与する。

レベル1	2.5ポイント
レベル2	10.0ポイント

本市及び運営事業者は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

(4) 運營業務委託料の減額等の措置

ある四半期の累積ペナルティポイントが次に規定する基準に達した場合は、当該四半期における業務遂行を支払いの対象とする支払期日における運營業務委託料について、次に規定する減額等の措置が実施されるものとする。

なお、累積ペナルティポイントの加算は、四半期毎に行うものとし、複数の四半期にわたって改善されない同一の改善点についても、新しい四半期においては、再び、0から加算されるものとする。

累積ペナルティポイント	減額等の措置の内容
10以下	減額措置を行わない。
10超 50以下	当該四半期の運營業務委託料合計額×1/1,000×ペナルティポイント数
50超	当該四半期の運營業務委託料合計額×1/500×ペナルティポイント数
100以上	当該四半期の運營業務委託料合計額の全額を減額する。

(5) 契約の解除

累積ペナルティポイントが 100.0 以上の場合、翌期の運營業務委託料支払期間における累積ペナルティポイントが 10.0 超であれば、本市は、事業契約を解除することができる。

3 事業者提案の未達成時に係る減額等の措置

提案売電電力量、地域経済への貢献金額（地元雇用金額も含む。）について、事業者が提案した量又は金額を未達成となった場合には、上記（4）に示す運營業務委託料の減額等の措置によらず、以下に示す減額等の措置を行う場合がある。

(1) 提案売電電力量の未達成の場合の措置

実売電電力量が、提案売電電力量を 10%以上下回った場合には、提案売電電力量の未達成分として、次の算定式による金額を当該未達成が発生した事業年度の第 4 支払期に係る運營業務委託料から減額する。ただし、当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと本市が認めた場合は、この限りでない。

【提案売電電力量未達成時における減額の算定式】

減額金額＝（提案売電電力量^{※1}－実売電電力量）×当該確認期間における売電単価^{※2}×100%

※1 提案売電電力量：様式第16号-3-1（別紙1及び別紙2）に基づき事業者より提案された売電電力量。実売電電力量との比較においては、当該年度における実稼働条件を提案のあった様式第16号-3-1（別紙1及び別紙2）に当てはめて年間売電電力量を算出して比較する。

※2 売電単価：当該確認期間に本市が電気事業者に対して行った売電の平均単価。

(2) 地域経済への貢献金額未達成の場合に係る減額等の措置

ア 設計・施工期間

設計・施工期間中における地域経済への貢献金額が、提案した地域経済への貢献金額を下回った場合には、設計・施工期間中の地域経済への貢献金額の未達成分として、建設事業者は、次の算定式による金額を設計・施工期間の終期から 30 日以内に本市に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が建設事業者の責によらないと本市が認めた場合は、この限りでない。なお、建設事業者は、設計・施工期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本市に報告するものとし、この際、本市が提出を求めた場合には、建設事業者は地域経済への貢献の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

【設計・施工期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】

本市への支払金額＝（提案金額^{※1}－地域経済への貢献金額（実績値））×100%

※1 提案金額：様式第16号-6-4（別紙1）に基づき事業者より提案された設計・施工期間の地域経済への貢献金額。

イ 運営期間

運営期間中における地域経済への貢献金額が、提案した地域経済への貢献金額を下回った場合には、運営期間中の地域経済への貢献金額の未達成分として、運営事業者は、次の算定式による金額を運営期間の終期から 30 日以内に市に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。なお、運営事業者は、運営期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に市に報告するものとし、この際、市が提出を求めた場合には、運営事業者は地域経済への貢献の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

【運営期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】

市への支払金額＝（提案金額^{※1}－地域経済への貢献金額（実績値））×100%

※1 提案金額：様式第16号-6-4（別紙1）に基づき事業者より提案された運営期間の地域経済への貢献金額。

4 運営業務に係る追加費用の負担

運営業務の実施において運営事業者の責めに帰する事由（施設の運転停止、処理能力の低下等）による追加費用（本市が他施設等において処理等を行った場合の追加費用を含む。）が発生した場合は、上記 2（4）又は 3 に示す運営業務委託料の減額等の措置を講じるか否かに関わらず、当該追加費用は運営事業者が負担するものとする。

5 運営業務に係る対価の返還

運営業務委託料支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、本市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運営業務委託料が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき運営業務委託料に相当する額を返還すること。

この場合、当該減額されるべき運営業務委託料を本市が運営事業者に支払った日から、本市に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。